

## 協議第 2 号 空家協議会委員の追加について

### ■協議背景

令和 5 年 12 月より改正空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、管理不全空家の認定により、固定資産税の宅地減免措置対象外とする運用が開始されました。(宅地は住宅が建っていることで課税額が 1/6 に減免されているが、管理不全空家に認定されると減免が無くなり、納税者目線では固定資産税が 6 倍に跳ね上がる。この適用除外を抑止力として空家の適正管理を促す制度) また、特定空家の所有者特定調査には固定資産税情報が登記情報に次ぐ有力な手掛かりとなるなど、空家行政において税部局との連携が必要不可欠となっています。

### ■協議内容

隠岐の島町空家等対策協議会委員に隠岐の島町税務課長を加えたい。

### ■委員情報

隠岐の島町役場税務課 課長 池本繁樹

### ■協議会承認後の流れ

令和 6 年 4 月 1 日付で委員委嘱を行う。